

名古屋市達第53号

健康福祉局
区役所
区役所支所

区役所処務規程等の一部を次のように改正する。

令和6年11月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

(区役所処務規程の一部改正)

第1条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項保健福祉センター福祉部保険年金課の項第1号及び第8号並びに第5条の3各号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

(名古屋市区役所支所処務規程の一部改正)

第2条 名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項区民福祉課の項第44号及び第51号並びに第4条の3各号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

(区長以下代決規程の一部改正)

第3条 区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3保険年金課長の項第1号中「被保険者証又は被保険者資格証明書」を「資格確認書」に改め、同項第14号中「後期高齢者医療被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改め、同表区民福祉課長の項第76号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同項

第87号中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

附 則

この達は、令和 6 年12月 2 日から施行する。